

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

農林水産省 農産局 技術普及課
 林野庁 経営課
 木材産業課
 水産庁 加工流通課

項目名	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置											
税目	石油石炭税 (措法 90 の 3 の 4)											
要望の内容	<p>平成 24 年 10 月 1 日から実施されている地球温暖化対策のための課税の特例により石油石炭税に上乘せされる税率に関して、農業機械、林業機械及び漁業用の動力源に供される軽油については還付措置を 3 年延長する。</p> <p>(現行制度の概要) 石油石炭税課税済みの原油又は粗油から国内において製造された特定用途石油製品 (農林漁業用の場合は軽油) を特定の用途に供した場合には、用途に供した特定用途石油製品につき、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税率により計算した石油石炭税額と本則税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額 (平成 28 年 4 月以降 760 円/KL) が当該特定用途石油製品等の製造者等へ還付される。</p> <table border="1" data-bbox="874 922 1484 1088"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(▲4,000</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(▲4,000	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(▲4,000	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 農林漁業を行う上で、農業機械、林業機械及び漁業用に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本税制措置を講じることにより、農林漁業者の生産資材コストの負担を軽減し、農林漁業者の経営の安定と農産物、木材及び水産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 農業は、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土作りを推進することにより農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献しており、CO₂を排出するのみの他産業とは異なるため、農業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を農産物価格に転嫁することは困難であり、農業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p> <p>林業は、間伐等の森林整備を行うことで、森林の二酸化炭素吸収量の確保など地球温暖化防止に大きく寄与しているものであり、林業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を木材価格に転嫁することは困難であり、林業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p> <p>漁業は、漁業生産活動を行いながら、水産資源の持続的な利用のため、魚つき林の整備・育成や藻場の造成・保全等が実施されるなど地球温暖化対策に貢献しており、漁業用軽油に地球温暖化対策税を課すことは適当ではない。</p> <p>また、地球温暖化対策のための課税の特例により上乘せされる費用負担を水産物価格に転嫁することは困難であり、漁業者の経営に悪影響を与えるため、本還付措置を延長することが必要である。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 水産業の成長産業化の実現</p>
		政策の達成目標	<p>（農業） 生産資材コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p> <p>（林業） 生産資材コストの低減により林業者の経営の安定を図り、木材の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p> <p>（漁業） 生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保することを達成目標とする。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	<p>（農業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農業者の経営の安定及び農産物の安定的な供給に寄与してきたところである。</p> <p>（林業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、林業者の経営の安定及び木材の安定的な供給に寄与してきたところである。</p> <p>（漁業） 本特例措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。</p>

	有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>令和5年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象者数 (千人)</td> <td>計</td> <td>293</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用数量 (千 KI)</td> <td>計</td> <td>802</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">減税見込額 (百万円)</td> <td>計</td> <td>609</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>283</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>255</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		令和5年度見込	対象者数 (千人)	計	293	農業者	240	林業者	2	漁業者	51	適用数量 (千 KI)	計	802	農業者	373	林業者	93	漁業者	336	減税見込額 (百万円)	計	609	農業者	283	林業者	71	漁業者	255
		区 分		令和5年度見込																													
対象者数 (千人)	計	293																															
	農業者	240																															
	林業者	2																															
	漁業者	51																															
適用数量 (千 KI)	計	802																															
	農業者	373																															
	林業者	93																															
	漁業者	336																															
減税見込額 (百万円)	計	609																															
	農業者	283																															
	林業者	71																															
	漁業者	255																															
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>農業において、農業の経営コストは増加しており、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は農業経営に悪影響を与えるため、農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p> <p>林業において、林業の経営コストは増加しており、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は林業経営に悪影響を与えるため、林業者の経営の安定を図り、木材の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p> <p>漁業において、経営に占める生産資材コストの割合は高く、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担は漁業経営に悪影響を与えるため、漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定供給を確保するためには、本税制措置は有効な手段である。</p>																																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	軽油引取税の課税免除の特例（農業用機械等、林業用機械等及び船舶（漁船）の動力源に供する軽油）																															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																															

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>軽油は、農業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な農業機械に使用される軽油の代替燃料はないため、農産物の安定供給を確保するためには、農業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である。</p> <p>また、林業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な林業機械に使用される軽油の代替燃料はないため、適切な森林整備を推進し、木材を安定供給するためには、林業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である。</p> <p>さらに、漁業を営むために必要不可欠な生産資材であり、主要な漁業用の動力源に使用される軽油の代替燃料はないため、水産物の安定供給を確保するためには、漁業者の生産資材コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当である</p>																																																								
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<table border="1" data-bbox="568 689 1444 1697"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H30 年度 実績</th> <th>R 1 年度 実績</th> <th>R 2 年度 実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">対象者数 (千人)</td> <td>計</td> <td>304 (315)</td> <td>298 (315)</td> <td>293 (315)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>250 (259)</td> <td>244 (259)</td> <td>240 (259)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> <td>2 (2)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>52 (54)</td> <td>52 (54)</td> <td>51 (54)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">適用数量 (千 kl)</td> <td>計</td> <td>769 (778)</td> <td>812 (778)</td> <td>802 (778)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>365 (365)</td> <td>367 (365)</td> <td>373 (365)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>87 (83)</td> <td>92 (83)</td> <td>93 (83)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>317 (330)</td> <td>353 (330)</td> <td>336 (330)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">減税 実績額 (百万円)</td> <td>計</td> <td>584 (591)</td> <td>617 (591)</td> <td>609 (591)</td> </tr> <tr> <td>農業者</td> <td>277 (277)</td> <td>279 (277)</td> <td>283 (277)</td> </tr> <tr> <td>林業者</td> <td>66 (63)</td> <td>70 (63)</td> <td>71 (63)</td> </tr> <tr> <td>漁業者</td> <td>241 (251)</td> <td>268 (251)</td> <td>255 (251)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 下段の括弧書きは、前回要望時の見込値</p> <p>※ 減税実績額は、適用数量に適用税率（平成 28 年 4 月以降は 760 円/KL）を乗じた額。</p>	区 分		H30 年度 実績	R 1 年度 実績	R 2 年度 実績	対象者数 (千人)	計	304 (315)	298 (315)	293 (315)	農業者	250 (259)	244 (259)	240 (259)	林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)	漁業者	52 (54)	52 (54)	51 (54)	適用数量 (千 kl)	計	769 (778)	812 (778)	802 (778)	農業者	365 (365)	367 (365)	373 (365)	林業者	87 (83)	92 (83)	93 (83)	漁業者	317 (330)	353 (330)	336 (330)	減税 実績額 (百万円)	計	584 (591)	617 (591)	609 (591)	農業者	277 (277)	279 (277)	283 (277)	林業者	66 (63)	70 (63)	71 (63)	漁業者	241 (251)	268 (251)	255 (251)
区 分		H30 年度 実績	R 1 年度 実績	R 2 年度 実績																																																							
対象者数 (千人)	計	304 (315)	298 (315)	293 (315)																																																							
	農業者	250 (259)	244 (259)	240 (259)																																																							
	林業者	2 (2)	2 (2)	2 (2)																																																							
	漁業者	52 (54)	52 (54)	51 (54)																																																							
適用数量 (千 kl)	計	769 (778)	812 (778)	802 (778)																																																							
	農業者	365 (365)	367 (365)	373 (365)																																																							
	林業者	87 (83)	92 (83)	93 (83)																																																							
	漁業者	317 (330)	353 (330)	336 (330)																																																							
減税 実績額 (百万円)	計	584 (591)	617 (591)	609 (591)																																																							
	農業者	277 (277)	279 (277)	283 (277)																																																							
	林業者	66 (63)	70 (63)	71 (63)																																																							
	漁業者	241 (251)	268 (251)	255 (251)																																																							
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>なし</p>																																																								

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>農業では、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を生産資材コストとして農産物価格に転嫁することは極めて困難であり、農業者の経営安定及び農産物の安定供給の確保に悪影響を与えるため、極めて多数の農業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p> <p>林業は、間伐等の森林整備を行うことで、森林の二酸化炭素吸収量の確保など地球温暖化防止に大きく寄与している。 また、生産される木材は輸入木材と競合していることから、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を木材価格に転嫁することは困難であり、林業経営に悪影響を与えるため、多くの林業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p> <p>漁業では、漁業経営に占める生産資材コストの割合は高く、地球温暖化対策のための課税の特例により上乗せされる費用負担を水産物価格に転嫁することは極めて困難であり、漁業経営に悪影響を与えるため、極めて多数の漁業者に対して広く地球温暖化対策税の負担を軽減するには本税制措置が有効である。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今回要望の達成目標と同じ。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>農業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、農業者の経営の安定及び農産物の安定的な供給が図られているが、農業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により農業者の経営の安定及び農産物の安定供給の確保する必要がある。</p> <p>林業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、林業者の経営の安定及び木材の安定的な供給が図られているが、林業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により林業者の経営の安定及び木材の安定供給の確保する必要がある。</p> <p>漁業は、本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業等における経営費に占める燃料費の割合は高く、漁業者を巡る状況は依然として厳しく、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成24年度 創設 平成26年度 延長(3年間) 平成29年度 延長(3年間) 令和2年度 延長(3年間)</p>